

事業者の皆様へ

下妻市の事業系ごみ 分け方・出し方



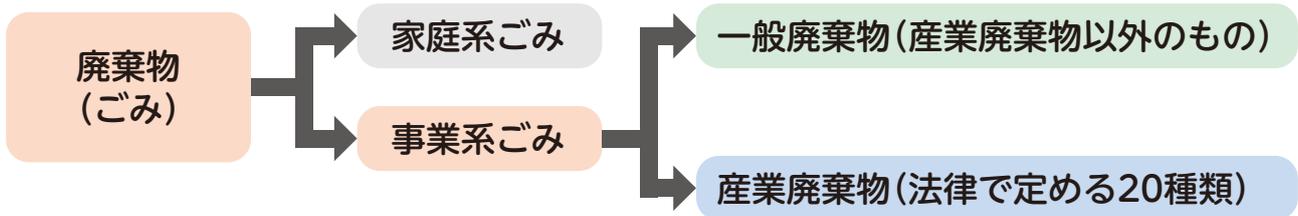
下妻市 環境課

廃棄物(ごみ)の区分

廃棄物(ごみ)は、家庭から生じた「家庭系ごみ」と、営利・非営利の目的を問わず家庭以外の会社・工場・商店・飲食店・学校・病院・診療所など事業活動に伴って生じた「事業系ごみ」の2つに分けられます。

「事業系ごみ」には、事業を営むときに出るごみだけではなく、従業員や社員が消費して出したごみ(飲食物・弁当容器など)も含まれます。

さらに、「事業系ごみ」は、法律により「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられます。



※爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物として規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っています。

(例:火薬、廃 PCB、引火性廃油類、腐食性のある廃酸・廃アルカリ、燃え殻、廃水銀等)

一般廃棄物の種類

主なもの

● 事務所から出る紙ごみ、オフィス用紙、新聞紙など

※建設業、紙・紙加工品製造業、印刷・出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。

● 飲食店、事務所から出る生ごみ(食べ残し・売れ残り・調理くず)など

※食料品製造業などの業種から発生する動植物性残さ(おから・醸造かすなど)は産業廃棄物です。

● 剪定木、刈り草

※枝木の長さが2m以内、1本の太さが15cm以内の場合、クリーンポート・きぬに搬入できます。

搬入する場合は人が車から積み下ろしできる程度にひもで束ねてください。

※枝木の長さが2m以上、1本の太さが15cm以上の場合、クリーンポート・きぬでは処理できません。

下妻地方広域事務組合の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者などに相談してください。

※建設業、木材・木製品製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。

● 作業服、布、かばん、ブーツなど

※建設業、繊維工業などの業種から発生する繊維くずは産業廃棄物です。

● 従業員の飲食に伴うもの(びん、かん、ペットボトル、弁当・カップ麺の容器など)

産業廃棄物の種類

【業種に関係なく該当するもの(①～⑫)】

| 種類 | 具体例 |
|-----------------------------|---|
| ①燃えがら | 焼却炉の残灰、炉清掃排出物、石炭がら、灰かす、その他焼却残さ |
| ②汚泥 | 工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造過程で出る泥状のもの |
| ③廃油 | 鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど |
| ④廃酸 | 写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などすべての酸性廃液 |
| ⑤廃アルカリ | 写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液、自動車用不凍液などすべてのアルカリ性廃液 |
| ⑥廃プラスチック | 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)など固形状・液状のすべての合成高分子系化合物 |
| ⑦ゴムくず | 生ゴム、天然ゴムくず |
| ⑧金属くず | 鉄くず、非鉄金属くず(銅・アルミ・ステンレス など)、研磨くず、切削くずなど |
| ⑨ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず | ガラス類(板ガラスなど)、製品の製造過程などで生ずるコンクリートくず、石膏ボードくず、インターロッキングくず、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず、レンガくずなど |
| ⑩鉱さい | 鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良鉱石、粉炭かすなど |
| ⑪がれき類 | 工作物の新築・改築・除去に伴って生じたコンクリート破片・アスファルト破片・その他これに類する不要物 |
| ⑫ダスト類(ばいじん) | ばい煙発生施設・焼却施設などの集じん施設で集められたもの |

【特定の業種や事業活動に限定されるもの(⑬～⑳)】

| 種類 | 具体例 |
|------------|---|
| ⑬紙くず | 建設業(工作物の新築・改築・除去に伴って生じたもの)、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業 |
| ⑭木くず | 建設業(範囲は紙くずと同じ)、家具製造業を含む木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業・物品賃貸業(木材片・おがくず・バーク類など)、貨物流通のために使用した木製パレット(全業種)など |
| ⑮繊維くず | 建設業(範囲は紙くずと同じ)、衣服・その他の繊維製品製造業を除く繊維工業(木綿くず・羊毛くずなど) |
| ⑯動植物性残さ | 食料品・医薬品・香料製造業(あめかす・のりかす・醸造かす・発酵かす・魚や獣のあらなど) |
| ⑰動物系固形不要物 | と畜場、食鳥処理場 |
| ⑱家畜のふん尿 | 畜産農業 |
| ⑲家畜の死体 | 畜産農業 |
| ⑳政令第13号廃棄物 | 上記①から⑱までの産業廃棄物を処分するために処理したもの(有害物質を含む汚泥をコンクリート固化したもの、有害物質を含む焼却灰を溶融、固化したもの)など |

事業系ごみの処理責任

事業所などから出るごみは、量の多少に関わらず、事業者が自ら処理する責任があります。また、ごみの減量化やリサイクルを行うなど、減量に努める必要があります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律【第3条】

- 1 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければならない。
- 3 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

下妻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例【第4条】

- 1 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する。(一部要約)

廃棄物処理法のルールを守らないと、事業者の皆さんも罰則を受ける場合があります！

不法投棄

ごみをみだりに捨てることは法律により禁止されています。



違法焼却(野焼き)

ごみを焼却することは、原則禁止されています。穴を掘っての焼却やドラム缶などでの焼却も認められていません。



罰則(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条及び第32条)

- ・ 個人の場合は5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方。
- ・ 法人の場合は3億円以下の罰金。

事業系ごみは家庭系(地域の)ごみ集積所には出せません！

事業系ごみを家庭系(地域の)ごみ集積所に捨てることはごみの量や種類に関係なく、**「不法投棄」**とみなされます。

(事業系ごみの処分方法は4ページをご確認ください。)

一般廃棄物の処理方法

事業系ごみは、家庭系(地域のごみ集積所)には出せません。ごみの処理は、事業者自ら「クリーンポート・きぬ」に搬入するか、下妻地方広域事務組合の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に委託してください。

なお、店舗(事務所)併用住宅の場合は、住まいから出るごみ「家庭系ごみ」と店舗(事務所)から出るごみ「事業系ごみ」に分けて処理してください。



家庭系ごみ…家庭系(地域のごみ集積所)に出せます。

事業系ごみ…家庭系(地域のごみ集積所)には出せません。

産業廃棄物の処分方法について

「クリーンポート・きぬ」には搬入できません。法令で定められた産業廃棄物処理基準にしたがって処理してください。詳しくは、一般社団法人茨城県産業資源循環協会までお問い合わせください。また、一般社団法人茨城県産業資源循環協会のホームページで、県の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者を地域や扱い品目別に検索できます。

【問い合わせ先】一般社団法人
茨城県産業資源循環協会
TEL:029-301-7100
FAX:029-301-7103



処理方法① 事業者自ら「クリーンポート・きぬ」に搬入する

処理手数料が必要になります。なお、搬入量10kg未満でも10kg分の料金がかかります。搬入できないものや搬入量などの制限がありますので、詳しくは「クリーンポート・きぬ」にお問い合わせください。

| 搬入できる日 | 受付時間 | 搬入できるごみ |
|-----------|---------------|-------------------|
| 毎週月曜日～金曜日 | 午前9時～午前11時45分 | 可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ |
| | 午後1時～午後4時30分 | |
| 毎月第2土曜日 | 午前9時～午前11時45分 | 可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ |
| | 午後1時～午後4時 | |
| 毎月第4土曜日 | 午前9時～午前11時45分 | 不燃ごみ 粗大ごみ |
| | 午後1時～午後4時 | |

※第1・第3・第5土曜日、日曜日、祝日、受付時間外は搬入できません。

【問い合わせ先】クリーンポート・きぬ
下妻市中居指1100番地
TEL:0296-43-8822
FAX:0296-43-8825



処理方法②

一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託

下妻地方広域事務組合の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬などの契約を結んでください。詳しくは、「クリーンポート・きぬ」までお問い合わせください。「クリーンポート・きぬ」のホームページでも、一般廃棄物収集運搬業許可業者を確認できます。

一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧(R6. 9.1時点)

| 業者名 | 住 所 | 電話番号 |
|----------------|----------------|---------------|
| 秋山商店 | 下妻市北大宝370番地 | 0296-44-1930 |
| (有)石下衛生センター | 常総市新石下206番地4 | 0297-42-6558 |
| (有)茨城緑地清掃管理 | 下妻市鬼怒174番地2 | 0296-44-9753 |
| 小沼鐵工(株) | 下妻市鎌庭245番地 | 0296-44-4566 |
| (有)クリーンシティ | 古河市諸川1636番地5 | 0280-75-1589 |
| 県西環境衛生(有) | 常総市杉山1220番地12 | 0297-42-5689 |
| (有)酒寄資源センター | 筑西市中根268番地の1 | 0296-52-4974 |
| 常総運輸(有) | 八千代町落田533番地 | 0296-48-2210 |
| (株)新栄商事 | 下妻市大木1252番地3 | 0296-44-5401 |
| (株)新畑商事 | つくば市上菅間2415番地1 | 029-869-0372 |
| (有)つくば環境サービス | 筑西市横島268番地 | 0296-22-2626 |
| (株)日昇つくば | つくば市片田468番地 | 029-838-1070 |
| (有)初沢産業 | 下妻市小野子町2丁目40番地 | 0296-44-4369 |
| 平井商事 | 下妻市下妻乙79番地2 | 0296-44-2349 |
| 平和貨物運送(株) | 下妻市下木戸402番地 | 0296-43-3653 |
| マエヤマ・エコワークス(株) | 坂東市神田山1129番地 | 0297-36-8005 |
| (有)丸菱産業 | 八千代町西大山400番地3 | 090-1128-1049 |
| 丸広商事 | 古河市諸川1109番地34 | 0280-76-2189 |
| (株)安田 | 八千代町塩本248番地5 | 0296-49-0027 |
| (株)ヤタクリーン | 結城市結城1735番地 | 0296-32-4534 |
| 山口商店 | 常総市新石下3458番地 | 0297-42-2159 |
| (株)結南クリーンセンター | 結城市結城7188番地 | 0296-33-0636 |

【問い合わせ先】クリーンポート・きぬ
下妻市中居指1100番地
TEL:0296-43-8822
FAX:0296-43-8825



ごみ減量と3R

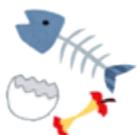
環境型社会を目指す為のキーワード「Reduce:リデュース」「Reuse:リユース」「Recycle:リサイクル」の頭文字を取り、3R(スリーアール)という言葉があります。3Rに取り組むことで、ごみの減量につながります。次の順番で取り組み、最終的に残ったごみは適正に処理しましょう。

3Rは順番が大切です!

1 Reduce(リデュース)⇒ごみを減らすこと



パンフレットやチラシは必要最小限の作成とする。



生ごみの水分は、ぎゅっとしぼって重量を減らす。



使い捨て用品の使用を控える。



伝票、事務書類、会議資料などを電子データ化する。



マイバッグを使い、レジ袋の使用を控える。

2 Reuse(リユース)⇒繰り返し使うもの



使用済みの封筒、フォルダーなどは内部連絡の用途に再利用する。



不要となった用紙を内部資料やメモ用紙として再利用する。



使い捨て容器ではなく、詰め替え用の商品を使用する。



不要な事務用品や備品は、必要とする他の部署に譲る。



リースやレンタル用品を利用する。

3 Recycle(リサイクル)⇒資源として再利用すること



リサイクルを意識した製品を優先的に購入・使用する。



ごみではなく「資源」として分別し、リサイクルする。



生ごみ処理機などで生ごみを堆肥化させる。



ごみの減量やリサイクルについての啓発文を職場内に掲示する。



プリンターのトナーカートリッジはメーカー回収を活用する。

紙類のリサイクル

事業系ごみの中で、大きな割合を占めるのは紙類です。紙類は、可燃ごみに混ぜてしまえば「ごみ」ですが、分別すれば「資源物」となります。紙類の分別を徹底し、ごみの減量にご協力ください。

ステップ① 工夫して紙を節約しましょう

- ペーパーレス化を推進する。
- 両面印刷や2 in 1印刷をする。
- 裏面が使える紙はメモ用紙などに再使用する。

ステップ② 発生した古紙は種類ごとに分別しましょう

①古紙を分別しましょう。



※紙に付いている金属類やプラスチック・ビニール類は取り除いてください。
※小さい紙類は中にはさみ込むか、紙袋にまとめて入れて出してください。

【リサイクルできない主な紙類】

感熱紙(レシートなど)、カーボン紙(複写紙)
点字用紙、シール台紙、写真、ワックス加工紙
変色したもの、日焼けしたもの、燃やしたものの
油や土などで汚れたもの、ビニール包装したもの
においが付いたもの、プラスチックカバーがあるもの
内部にアルミ箔が張ってある紙パック、圧着はがき

▶ **可燃ごみ**で
出してください！

②種類ごとにひもで十字に縛ってください。

ひもで縛っていないもの
ダンボールに詰め込んだもの
ガムテープやラップなどでまとめたもの

▶ 収集出来ません！

ステップ③ リサイクルする

下妻地方広域事務組合の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者または資源回収業者に処理を委託してください。ただし、建設業、紙・紙加工品製造業、印刷・出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。

パソコンと家電4品目のリサイクル

パソコン

資源有効利用促進法により、メーカーによる回収とリサイクルが義務付けられています。「宅配便による回収を依頼」または「パソコンメーカーに回収を依頼」してください。なお、市では回収は行っておりません。

▶ 宅配便による回収を依頼する

市の連携・協力事業者であるリネットジャパンリサイクル(株)が、宅配便による回収を行っています。回収品目にパソコン本体が含まれている場合、1箱分の回収料金が無料となります。プリンターなどの周辺機器も一緒に回収できます。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】リネットジャパンリサイクル(株)
ナビダイヤル :0570-085-800
(午前10時～午後5時 年末年始を除く)
FAX:0562-45-2918



▶ パソコンメーカーに回収を依頼する

回収方法や料金については、各メーカーへお問い合わせください。詳しくは、一般社団法人パソコン3R推進協会のホームページをご覧ください。



【問い合わせ先】一般社団法人パソコン3R推進協会
TEL:03-5282-7685



家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)

事業所から排出されるテレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機のうち、家庭用として製造・販売されているものは家電リサイクル法によりメーカーによる回収とリサイクルが義務付けられています。「購入した販売店や買換えをする販売店に引取りを依頼」または「自ら指定引取場所へ運搬・収集運搬を委託」してください。

▶ 自ら指定引取場所へ運搬・収集運搬を委託する

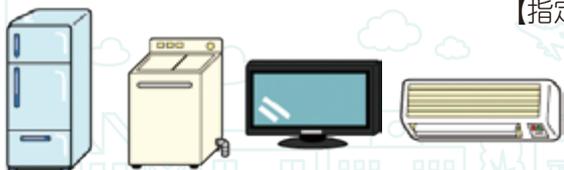
郵便局で家電リサイクル券を購入し、家電リサイクル券と家電製品を指定引取場所の「平和貨物運送(株)本社営業所」に引き渡してください。

※家電リサイクル券の料金は、種類やメーカー、サイズにより異なります。

郵便局にお問い合わせいただくか、一般財団法人家電製品協会のホームページ(右の二次元コード)で検索してください。



| | |
|--------------------|-----------------------------|
| 自分で指定引取場所へ直接搬入する | 家電リサイクル券の料金 |
| クリーンポート・きぬへ搬入する | 家電リサイクル券の料金と収集運搬料1,500円+消費税 |
| シルバー人材センターへ回収を依頼する | 家電リサイクル券の料金と収集運搬料2,000円+消費税 |



【指定引取場所】平和貨物運送(株)本社営業所
下妻市下木戸365番地1
TEL:0296-43-3653
FAX:0296-44-4630



生ごみのリサイクル

食品リサイクル法により、食品製造業、加工業、卸売業、小売業、飲食店などの食品関連事業者は、食品廃棄物の「発生抑制」「再生利用」「減量」の取り組みを進めていく責任があります。捨てられてしまう料理・食材を減らしましょう。

ステップ① 発生を抑制する

- 食材管理の徹底や使いきりに心がけましょう。
- 小盛メニューやバラ売りを選択するなどして無駄をなくしましょう。

ステップ② 水切りを徹底する

- 食品廃棄物の8割余りは水分です。水切りを徹底することで大幅に減量でき、処理費用が削減できます。

ステップ③ リサイクルする

- 下妻地方広域事務組合の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者または登録再生利用事業者などに処理を委託しましょう。ただし、食料品製造業などの業種から発生する生ごみ(動植物性残さ)は産業廃棄物です。
- 生ごみ処理機(乾燥または微生物による分解によって、生ごみを減量化及び堆肥化させる機器)などを利用しましょう。

ごみ減量・リサイクルの取り組みによるメリット

事業所のごみを減らしてリサイクルを進めることで以下のような大きなメリットがあります。事業所の一人ひとりがみんなで協力してごみ減量・リサイクル活動に取り組みましょう。

ステップ① 企業のイメージアップ

環境問題に関心が高まっている今、社会全体でごみ減量やリサイクルを推進することは、企業のイメージアップに繋がります。

ステップ② コストの削減

ごみを減量することにより、ごみ処理にかかるコストを削減することができます。

ステップ③ 地球環境保全

事業者によるごみの減量などの取り組みにより、資源保全、省エネルギーなど、次の世代へ良い環境を残すことができます。

事業系ごみ Q & A

Q1 事業系ごみとは？

A1 事業系ごみとは、事務所、店舗、工場などの営利を目的とするものばかりではなく、病院や学校などの公共サービスも含む事業活動に伴って排出されるごみ全てのことを言います。

Q2 事業所から出たごみの処理はどうすればいいの？

A2 市では事業系ごみは収集しておりません。ごみの処理は、事業者自ら「クリーンポート・きぬ」に搬入するか、下妻地方広域事務組合の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に委託してください。また、産業廃棄物は処理業者に委託してください。

Q3 ごみ処理手数料とは？

A3 ごみ処理手数料とは、「クリーンポート・きぬ」でごみを処理する料金のことです。ごみ処理を委託する場合の許可業者に支払う料金は、ごみ処理手数料のほか、収集運搬の費用や営業利益などが含まれています。

Q4 少量であれば、家庭系(地域の)ごみ集積所に出してもよいのですか？

A4 事業活動に伴って排出された事業系ごみは、量や質にかかわらず出すことはできません。事業系ごみを家庭系(地域の)ごみ集積所へ出す行為は、ごみの量や質に関係なく、「不法投棄」となります。

Q5 店舗付き住宅の個人商店のごみも事業系ごみですか？

A5 家庭からのごみとお店からのごみにきちんと分け、家庭からのごみは家庭系(地域の)ごみ集積所に出してください。お店からのごみは事業系ごみとして処理してください。

Q6 従業員が消費して出した個人ごみ(飲食物、弁当容器など)はどのように処理すればいいのですか？

A6 従業員の個人ごみに関しても、事業所から排出する場合は、事業系ごみとして適正に処理してください。

Q7 事業所から出た資源物(古紙・古布・かん・びん・ペットボトル)は家庭系(地域の)ごみ集積所や資源回収所に出してもいいですか？

A7 事業活動に伴って排出された資源物は出すことはできません。下妻地方広域事務組合の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者または資源回収業者に委託してください。

令和6年(2024年)11月発行

〒304-8501

茨城県下妻市本城町三丁目13番地
下妻市市民部環境課クリーン推進係

TEL : 0296-43-8234

FAX : 0296-44-7833

E-mail : kankyo@city.shimotsuma.lg.jp